

困難事例で緊急性が高い通報があった場合の対応について（南房総市）

休日・夜間の対応		
	相談 (通報)	地域（行政区・民生委員・委託型包括・ケアマネジャー 等）から市役所本庁 (電話 33-1051)へ入電 本庁の宿直・日直から高齢者支援課へ連絡
	初期対応	高齢者支援課の職員（基幹型地域包括支援センター職員：専門職）に情報共有 対応職員（担当者）の検討
		対応職員（担当者）から通報者に連絡し、状況を確認する。 担当者は課内関係職員に情報を共有し、対応の方向性（関係機関への連絡、又は現場での状況確認等）を決定。
		通報内容から、必要に応じて対象者の情報収集（経過記録等）を行う。 ・家族の状況、家庭環境 等 ・主治医 ・要介護（要支援）認定状況 ・担当ケアマネジャー ・サービス利用状況 外 ※日常業務で関わりがない新規の対象者で、緊急性があると判断した場合は、 現場対応とする。
	事実確認 (現場)	関係者（主治医・担当ケアマネジャー・担当圏域の地域包括支援センター等） へ連絡し、情報収集を行う。 状況に応じて現場へ参集してもらう。
		本人・家族の状況を確認 関係者と情報共有
	対応方針	情報をもとに緊急性・困難性、及び対応方針を現場の関係者、基幹型地域包括 支援センター職員で検討する。 現場にいない関係者にも情報を共有する。 基幹型地域包括支援センター職員の総合的な判断のもと、市としての対応（緊急 ショートステイや措置等）について最終決定を行う。

※平日の日中時間帯の対応は、千葉県の高齢者虐待マニュアルに準じて対応する。

緊急時連絡先の周知について

- ・各地区の民生委員・児童委員協議会への地域包括支援センター職員の出席
- ・各地区行政連絡員協議会への地域包括支援センター職員の出席（今年度から）
- ・広報みなみぼうそうへの掲載（毎月）